

変動金利定期預金

平成 28 年 1 月 1 日現在

○商品名	変動金利定期預金									
○ご利用いただける方	法人および個人									
○お預け入れ期間	3 年（お預け入れ日の 3 年後の応当日を満期日とします。）									
○お預け入れ金額	1 円以上（1 円単位）									
○金利の変動	<p>●この預金の利率は、預入日の 6 ヶ月ごとの応当日に見直します。 （金利変動）</p> <p>●適用利率はつぎの各金額階層別の「期間 6 ヶ月もの」の利率（指標金利）に当行所定の利率（加算利率）を加えたものとします。</p> <p style="text-align: center;">＜金額階層別指標金利＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">お預け入れ金額</th> <th style="text-align: center;">指標金利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300 万円未満</td> <td>スーパー定期 [6 ヶ月] 金利</td> </tr> <tr> <td>300 万円以上 1,000 万円未満</td> <td>スーパー定期 300 [6 ヶ月] 金利</td> </tr> <tr> <td>1,000 万円以上</td> <td>大口定期 [6 ヶ月] 金利</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）指標金利は、預入日の 6 ヶ月ごとの応当日の金利を適用します。 加算利率は、預入日に当行が定めた利率を預入日の 6 ヶ月ごとの応当日に適用します。 （指標金利は変動しますが、加算利率は一定です。）</p>		お預け入れ金額	指標金利	300 万円未満	スーパー定期 [6 ヶ月] 金利	300 万円以上 1,000 万円未満	スーパー定期 300 [6 ヶ月] 金利	1,000 万円以上	大口定期 [6 ヶ月] 金利
お預け入れ金額	指標金利									
300 万円未満	スーパー定期 [6 ヶ月] 金利									
300 万円以上 1,000 万円未満	スーパー定期 300 [6 ヶ月] 金利									
1,000 万円以上	大口定期 [6 ヶ月] 金利									
○利息の計算方法	利息の計算方法にはつぎの方法がありますので、お預け入れのときにご指定ください。									
単利型	付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算によります。 なお、単利型については、中間利払を行います。後記の「中間利払」の欄をご参照ください。									
複利型	付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 6 ヶ月ごとの複利計算とします。 ※複利型は個人の方に限定させていただきます。									
○中間利払	単利型の場合は、つぎの中間利払を行います。									
中間利払利率	約定利率の 100%									
利払の頻度	預入日の 6 ヶ月ごとの応当日									
中間払利息の支払方法	中間払利息は、中間利払日以降にあらかじめ指定されたつぎのいずれかの方法によりお支払いします。 A. 現金で受け取る方法 B. 指定口座へ入金する方法									

<p>○預金利子に関する税金</p>	<p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●利息に対し一律 15.315%の税金を源泉徴収します。 (課税方式：総合課税) ●単利型で中間利払を行う場合も、15.315%の税金を源泉徴収したうえで、利払を行います。 <p>【個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●この預金はマル優制度の対象となります。 ●マル優制度をご利用にならない場合には、利息に対し一律 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金を源泉徴収します。 (課税方式：分離課税) ●単利型で中間利払を行う場合もマル優制度をご利用にならない場合、20.315%の税金を源泉徴収したうえで、利払を行います。 																														
<p>○中途解約の取扱</p>	<p>この預金は原則として中途解約はできません。 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、つぎのとおり取扱います。</p> <p>単利型</p> <ul style="list-style-type: none"> ●6 ヶ月未満：お預け入れ日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金利率によって利息を計算します。 ●6 ヶ月以上：お預け入れ日から解約日の前日までの各期間の利息について「元金×日数×中途解約利率(約定利率×掛目)」で計算し、その合計を 365 で除した利息額から中間利払済利息額を差し引きます。 (掛目) 小数点第 4 位以下は切り捨て <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>6 ヶ月以上</td> <td>1 年未満</td> <td>× 40%</td> </tr> <tr> <td>1 年以上</td> <td>1 年 6 ヶ月未満</td> <td>× 50%</td> </tr> <tr> <td>1 年 6 ヶ月以上</td> <td>2 年未満</td> <td>× 60%</td> </tr> <tr> <td>2 年以上</td> <td>2 年 6 ヶ月未満</td> <td>× 70%</td> </tr> <tr> <td>2 年 6 ヶ月以上</td> <td>3 年未満</td> <td>× 90%</td> </tr> </table> <p>※中途解約利息が中間払済利息額より少ない時は、その差額を元金より差し引きます。</p> <p>複利型</p> <ul style="list-style-type: none"> ●6 ヶ月未満：お預け入れ日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金利率によって利息を計算します。 ●6 ヶ月以上：お預け入れ日から解約日の前日までの各期間について、中途解約利率(約定利率×掛目)により 6 ヶ月複利の方法で計算した利息を合計します。 (掛目) 小数点第 4 位以下は切り捨て <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>6 ヶ月以上</td> <td>1 年未満</td> <td>× 40%</td> </tr> <tr> <td>1 年以上</td> <td>1 年 6 ヶ月未満</td> <td>× 50%</td> </tr> <tr> <td>1 年 6 ヶ月以上</td> <td>2 年未満</td> <td>× 60%</td> </tr> <tr> <td>2 年以上</td> <td>2 年 6 ヶ月未満</td> <td>× 70%</td> </tr> <tr> <td>2 年 6 ヶ月以上</td> <td>3 年未満</td> <td>× 90%</td> </tr> </table>	6 ヶ月以上	1 年未満	× 40%	1 年以上	1 年 6 ヶ月未満	× 50%	1 年 6 ヶ月以上	2 年未満	× 60%	2 年以上	2 年 6 ヶ月未満	× 70%	2 年 6 ヶ月以上	3 年未満	× 90%	6 ヶ月以上	1 年未満	× 40%	1 年以上	1 年 6 ヶ月未満	× 50%	1 年 6 ヶ月以上	2 年未満	× 60%	2 年以上	2 年 6 ヶ月未満	× 70%	2 年 6 ヶ月以上	3 年未満	× 90%
6 ヶ月以上	1 年未満	× 40%																													
1 年以上	1 年 6 ヶ月未満	× 50%																													
1 年 6 ヶ月以上	2 年未満	× 60%																													
2 年以上	2 年 6 ヶ月未満	× 70%																													
2 年 6 ヶ月以上	3 年未満	× 90%																													
6 ヶ月以上	1 年未満	× 40%																													
1 年以上	1 年 6 ヶ月未満	× 50%																													
1 年 6 ヶ月以上	2 年未満	× 60%																													
2 年以上	2 年 6 ヶ月未満	× 70%																													
2 年 6 ヶ月以上	3 年未満	× 90%																													
<p>○自動継続の取扱</p>	<p>満期日に元金または元利金をもって、前回と同一の定期預金(変動金利定期預金)に自動的に継続する取扱ができます。</p>																														
<p>○満期日以降の利息</p>	<p>この預金の満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により、付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算を行います。</p>																														

○付加できる特約事項	個人の方の通帳式自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%をプラスした利率）
○その他参考となる事項	この預金は預金保険制度の対象となっています。
○適用金利	金利については窓口でお問い合わせください。（店頭表示しています）
○当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772